

私の大事な仕事の一つに、「先を読み、手を打つ」ことがあります。役場の仕事がどのように変わつていくのか、まず、役場の仕事を変えるものは何なのか、それをどのように捉えればよいのか、次に、どのような手をどの時点でどのように打てばよいのか、最後に、投入できる財源の多寡と職員の数と能力の裏付けはどうなのかといった事柄です。

地方自治体が今後どのような方向をたどるのかと言えば、間違いなく地方自治体に付与される権限は増えるとともに、付与されるスピードは加速されるものと受け止めています。

政権政党が交代し、地域主権が提唱されるようになり、これまでの地方分権の考えが変わり出し、権限を付与される地方自治体の責任を明確にかつ強力にする方向にアクセサルが踏みこまれようとする機運が出てきました。そして、その方向が進展すれば、地方自治体の行政サービスの多様性に拍車がかかることは想像に難くありません。さらに、少子高齢化のうち、高齢化のペクトルが今後ますます強まることを考えれば、高齢者の外出や社会参加を促す支援の手立てが必要となり、安全安心な社会整備を求める声が大きくなることは目に見えています。

この三つの事象を真摯に受け止めれば、①地方自治体の管理職の職務と責任の強化を踏まえた人材育成の要求、②行政の区分を越えた苦情処理の管理、すなわち、苦情処理の専門家による処理の要求、③高齢者の外出支援に対する社会整備の要求となつて現われてくるものと考えておきます。



町長からのメッセージ 87

先を読んで手を打つ

管理職の職務と 責任に対する 資質の強化について

これまでの管理職に対する教育や研修は、押し並べで講師による講話といった機会が大半を占め、講師が一方通行の形式で行われていたと言つてもあながち間違ひではないでしょう。したがつて、管理職にある職員は、管理職の職務と責任について知識としてはおおむね承知しているものと受け止めています。

一般的に、管理職の職務が何であり、どのような法律に基づいたものなのか、どのように処理するのか、時間的推移のなかで所掌事務がどのように変化するのか、変化を起こす要因を特定し、データによつて裏付け、その動向を追い、所掌事務を定性的かつ定量的に把握した上で部下に所掌事務を割り振り、事務処理の進捗状況や事務の質をチェック

クするものです。

人事管理は部下の能力や性格、人間関係などの把握を内容とするものであり、所掌事務をチームワークで処理するのに最適な部下の組み合わせを見出し組織に反映させることに尽きます。

危機管理は、経済状況や社会環境の変化によつて管

理職に求められたものではなく、まさに危機管理能

力の有無が問われ、無ければその不測事態に対する対応、判断、指示のミスが生じ、行政不信を招く恐れがあります。

危機管理は別として、管理職にある職員が業務管理と人事管理について習得している知識を日々の業務処理において適宜適切に発揮しているか否かが問題であります。それ故、実態を把握した上で、部下に所掌事務を割り振り、事務処理の進捗状況や事務の質をチェック

握した上で、必要があれば指導する実地教育の態勢を整備することが求められます。この実地教育を通して管理職の職務と責任に対する資質の強化を図り、併せて部下に対する人材育成の

要求を満たし、加速される国や県からの権限移譲に応えなければならないと考えています。この実地教育に重点を置いたものを志向したいと考えています。

国や県からの権限移譲が加速されると、地方自治体の行政サービスの多様性に伴う苦情はこれまでと比べて量的に増えるばかりか、その内容においても質的にも異なるものが現われ、苦情処理の組織的かつ技術的な見直しが求められることは間違いないでしょう。これまでの苦情というものは、おおむね内容が分かりやすく、町民の皆さまは苦情の持ち込み先について見当がつくものが多かつたの

苦情処理の専門化について

ではないかと思います。したがつて、役場の職員も持ち込まれる苦情について、それ程問題なく処理は出来たのではないかと受け止めています。

しかししながら、最近の苦情で目につくものは、苦情の持ち込み先が分かりにくく、複数の課にまたがることです。言い換えれば、日々の業務処理にしわ寄せが起きる苦情が見られ始めたのです。もちろん、寄せらるる苦情の変化には、近年の社会環境の変化も手伝つていることは想像に難くありません。

社会環境の変化には、近

年の住民目線の行政といつた視点の変化が苦情を持ち込みやすい環境を創り上げたこと、国民の総中流意識が崩れて格差社会が生まれたことなどが大きな要因として挙げられます。

今後は、国や県から移譲される権限は増え、加速するばかりか、これに社会環境の変化が加われば、持ち

高齢者の外出支援について

込まれる苦情はこれまでと様変わりするものも出てくるのは明らかです。先ほど述べましたように、今後の苦情処理の組織的かつ技術的な対応の一環として、まず、福祉関係のDV（家庭内暴力）、育児放棄、介護放棄などの苦情・相談、福祉関係を除く持ち込み先が不明なものや複数課にまたがる特別に管理すべき苦情・相談、および税・公共料金関連の苦情・相談についてそれぞれ町長直属の窓口を設け、専門的に処理に当たる職員を充てようと考えています。

抗し、平成28（2016）年からそな人口構成が逆転します。

高齢者は年を追うごとにその数は増え、平成17（2005）年に5,358人であったものが、平成47（2035）年には8,665人となるものと推計されています。

時折、新聞の記事などに75歳前後の高齢者が運転免許証を返納する動きが報じられています。加齢に伴つて身体のさまざまな知覚能力が急激に低下して車の運転に支障をきたし、家族から運転免許証の返納を勧められるようですが、運転免許証の返納に拘つて、外出の足がなくなり、閉じこもりが始まるようです。

70歳には70歳の、80歳には80歳のしんどさが高齢者にはつきまといいます。高齢者の外出や社会参加を促す立てる必要があります。高齢者は、そのための支援の手立てを講ずる必要がありま

す。昨年の12月21日付の静岡新聞の社説には次のように述べられています。「話し相手や誘う相手がいればまだしも、次第に周囲とのつ

「健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備」、私が以前、福祉社会の建設に挙げたスローガンの一つです。健康づくりの教室やイベントに参加を希望される高齢者の方々が増えていますが、現状は、そこに行く足の確保がネックになっています。今年度には、出来る限り早めに足の確保を目的とした「福祉ボランティアセンター」を官民協働で立ち上げ、高齢者の皆さんとのための足を提供した

調査のデータに基づいて平成20年12月に公表された『日本の市区町村別将来推計人口』平成17（2005）年から平成47（2035）年』によれば、吉田町は平成27（2015）年には高齢者の人口構成において、前期高齢者が3,543人に対して後期高齢者が3,533人とほとんど拮抗

